（施工中様式1）

下請負契約の変更に関する理由書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　この工事について，低入札価格調査において予定していた契約の相手方又は内容を変更して発注しようとする理由等は，次のとおりです。

１　工 事 名：

２　工事箇所：

３　請負金額：

４　工　　期：

５　変更内容

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 下請業者の商号又は名称 | 所　在　地 | 許可番号(許可年月日) | 許可業種 | 契 約 内 容 | 契約金額(見積金額) | 技術者氏名 | 技術者資格 |
| 変更前 |  |  | 国土交通大臣　知事般･特 号（H ・ ・ ） |  |  | 千円 |  | イ・ロ・ハ |
| 変更後 |  |  | 国土交通大臣　知事般･特 号（H ・ ・ ） |  |  | 千円 |  | イ・ロ・ハ |

※１ 許可番号については，必要なものを○で囲むこと。

２ 許可業種は，下請業者の有する許可のうち，当該下請工事に必要な業種のみを記載すること。

３ 技術者資格は，建設業法第７条第２号イ・ロ・ハのうち該当するものの記号を○で囲むこと。

６　理由

※理由を具体的に記載してください。

※ 変更の理由がやむを得ないと認められる合理性を客観的に証明する資料等を添付すること。

(注) １ 変更後の下請業者の許可証及び許可申請書又は変更届出書の写しを添付すること。

 ２ 変更後の契約内容を確認できる資料（見積書の写し等）を添付すること。

 ３ 技術者資格に係る資格者証等（監理技術者資格者証を有している場合は，監理技術者資格者証）の写しを添付す

ること。（実務経験者の場合は，実務経歴書を添付すること。）

 ４ 主任技術者と下請負人との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。

 ５ 記載事項に変更が生じた場合は，速やかに変更理由書を再提出すること。

６ 実際に下請契約を締結した場合は，土木工事共通仕様書に基づき，施工体制台帳を提出すること。

（施工中様式2）

主要資材の購入契約の変更に関する理由書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　この工事について，低入札価格調査において予定していた契約の相手方又は内容を変更して発注しようとする理由等は，次のとおりです。

１　工 事 名：

２　工事箇所：

３　請負金額：

４　工　　期：

５　変更内容

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 資　　材　　名 | 購　　入　　先 | 購 入 先 所 在 地 | 単　位 | 数　量 | 単　価 |
| 変更前 |  |  |  |  |  | 千円 |
| 変更後 |  |  |  |  |  | 千円 |

６　理由

※理由を具体的に記載してください。

※ 変更の理由がやむを得ないと認められる合理性を客観的に証明する資料等を添付すること。

(注) １ 購入内容変更後の主要資材購入先名簿を添付すること。

 ２ 記載事項に変更が生じた場合は，速やかに変更理由書を再提出すること。

（施工中様式3）

下請業者等への代金の支払状況の確認に関する資料提出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　次の工事の下請業者又は資材業者等（以下「下請業者等」という。）への代金の支払状況に関する資料を別紙のとおり提出します。

なお，当該資料の記載内容は事実と相違ないことを確約します。

また，施工体制等や下請業者等への代金の支払状況等に関し，追加資料の提出請求や営業所の現地調査等が行われる場合には，誠実に協力します。

１　工 事 名：

２　工事箇所：

３　請負金額：

４　工期：

５　特定建設業者：　該　当　・　非 該 当

　　※該当する項目に○を記入すること

（別紙）

**下請業者等への代金の支払状況**

【工事名：　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　〔平成　　年　　月支払分〕】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 支　　払　　先 | 契　　約　　内　　容 | 既払金額 | 今 回 支 払 内 容 | 前払金 | 工事目的物の引渡し | 請求日 | 支払日 |
| 商号・名称 | 許可番号(許可年月日) | 内　　　容 | 分　類 | 契約金額 | 出来高 | 支払金額 | 支払手段 | 使用の有　無 | 使用金額 | 引渡しの有無 | 引渡し日 |
| 現金率 | 手形率(サイト) |
|  | 国土交通大臣　知事般･特　 号（H ・ ・ ） |  | 下　請材　料その他 | 千円 | 千円 | ％ | 千円 | ％ | ％( 日) |  | 千円 |  |  |  |  |
|  | 国土交通大臣　知事般･特　 号（H ・ ・ ） |  | 下　請材　料その他 | 千円 | 千円 | ％ | 千円 | ％ | ％( 日) |  | 千円 |  |  |  |  |
|  | 国土交通大臣　知事般･特　 号（H ・ ・ ） |  | 下　請材　料その他 | 千円 | 千円 | ％ | 千円 | ％ | ％( 日) |  | 千円 |  |  |  |  |
|  | 国土交通大臣　知事般･特　 号（H ・ ・ ） |  | 下　請材　料その他 | 千円 | 千円 | ％ | 千円 | ％ | ％( 日) |  | 千円 |  |  |  |  |
|  | 国土交通大臣　知事般･特　 号（H ・ ・ ） |  | 下　請材　料その他 | 千円 | 千円 | ％ | 千円 | ％ | ％( 日) |  | 千円 |  |  |  |  |
|  | 国土交通大臣　知事般･特　 号（H ・ ・ ） |  | 下　請材　料その他 | 千円 | 千円 | ％ | 千円 | ％ | ％( 日) |  | 千円 |  |  |  |  |
|  | 国土交通大臣　知事般･特　 号（H ・ ・ ） |  | 下　請材　料その他 | 千円 | 千円 | ％ | 千円 | ％ | ％( 日) |  | 千円 |  |  |  |  |
|  | 国土交通大臣　知事般･特　 号（H ・ ・ ） |  | 下　請材　料その他 | 千円 | 千円 | ％ | 千円 | ％ | ％( 日) |  | 千円 |  |  |  |  |
|  | 国土交通大臣　知事般･特　 号（H ・ ・ ） |  | 下　請材　料その他 | 千円 | 千円 | ％ | 千円 | ％ | ％( 日) |  | 千円 |  |  |  |  |

（注１）同一業者と複数の契約を行っている場合は，一契約単位ごとに記入すること。

（注２）前払金の欄については，県から支払済の前払金を，下請業者等への支払に充てた場合に記入すること。

※１　元請負人は，県から出来形部分に対する支払い又は工事完成後における支払いを受けたときは，その日から１か月以内のできる限り短い期間に，その支払いの対象となった建設工事を施工した下請負人に対し，支払い

　　を受けた額に相応する下請代金を支払うこと。また，次の事項に留意すること。（建設業法第２４条の３第１項，建設産業における生産システム合理化指針について(H3.2.5建設省経構発第２号)）

・下請業者等への支払いは，できる限り現金払いとし，手形払いを併用する場合においては，現金払いの比率を高めること。また，下請代金のうち，労務費相当分については，現金払いとすること。

・手形払いの期間は，１２０日以内で，できる限り短くするとともに，一般の金融機関による割引きを受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

※２　元請負人は，県から前払金の支払を受けたときは，下請負人に対して資材の購入，労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。（建設業法第２４条の３第２項）

※３　特定建設業者である元請業者は，県からの工事代金の支払いの有無に拘らず，下請負人から建設工事の目的物の引渡しの申し出を受けたときは，５０日以内に，かつ，できる限り短い期間内に下請代金を支払うこと。

また，当該下請代金を手形により支払う場合は，一般の金融機関による割引が困難であると認められる手形を交付してはならない。（建設業法第２４条の５第１項，及び同条第３項）

（別紙）

記載例

**下請業者等への代金の支払状況**

【工事名：国道○○○号 道路改良工事（△工区）　　　　〔平成２４年１１月支払分〕】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 支　　払　　先 | 契　　約　　内　　容 | 既払金額 | 今 回 支 払 内 容 | 前払金 | 工事目的物の引渡し | 請求日 | 支払日 |
| 商号・名称 | 許可番号(許可年月日) | 内　　　容 | 分　類 | 契約金額 | 出来高 | 支払金額 | 支払手段 | 使用の有　無 | 使用金額 | 引渡しの有無 | 引渡し日 |
| 現金率 | 手形率(サイト) |
| □□□□建設㈱ | 国土交通大臣広島県　知事般･特　11111　号（H23・12・21） | 掘削工 | 下　請材　料その他 | 千円20,000 | 千円18,000 | ％100 | 千円2,000 | ％100 | ％0( 日) | 有 | 千円2,000 | 有 | H24.10.16 | H24.10.18 | H24.11.15 |
| ☆☆☆☆建設㈲ | 国土交通大臣　知事般･特　22222　号（H22・11・11） | 法面整形工 | 下　請材　料その他 | 千円10,000 | 千円6,000 | ％80 | 千円1,200 | ％50 | ％50(60日) | 有 | 千円1,200 | 無 | ― | H24.10.18 | H24.11.15 |
| ○○○○建設㈱ | 国土交通大臣知事般･特　33333　号（H23・10・10） | 法面工 | 下　請材　料その他 | 千円50,000 | 千円20,000 | ％60 | 千円7,000 | ％50 | ％50(90日) | 無 | 千円 | 無 | ― | H24.10.18 | H24.11.15 |
| ◇◇警備保障㈱ | 国土交通大臣　知事般･特　 号（H ・ ・ ） | 警備委託 | 下　請材　料その他 | 千円5,000 | 千円1,300 | ％ | 千円200 | ％100 | ％0( 日) | 無 | 千円 | ― | ― | H24.10.17 | H24.11.15 |
| △△生コン協同組合 | 国土交通大臣　知事般･特　 号（H ・ ・ ） | 生コン購入 | 下　請材　料その他 | 千円20,000 | 千円7,000 | ％ | 千円2,000 | ％100 | ％0( 日) | 有 | 千円2,000 | ― | ― | H24.10.19 | H24.11.15 |
|  | 国土交通大臣　知事般･特　 号（H ・ ・ ） |  | 下　請材　料その他 | 千円 | 千円 | ％ | 千円 | ％ | ％( 日) |  | 千円 |  |  |  |  |
|  | 国土交通大臣　知事般･特　 号（H ・ ・ ） |  | 下　請材　料その他 | 千円 | 千円 | ％ | 千円 | ％ | ％( 日) |  | 千円 |  |  |  |  |
|  | 国土交通大臣　知事般･特　 号（H ・ ・ ） |  | 下　請材　料その他 | 千円 | 千円 | ％ | 千円 | ％ | ％( 日) |  | 千円 |  |  |  |  |
|  | 国土交通大臣　知事般･特　 号（H ・ ・ ） |  | 下　請材　料その他 | 千円 | 千円 | ％ | 千円 | ％ | ％( 日) |  | 千円 |  |  |  |  |

（注１）同一業者と複数の契約を行っている場合は，一契約単位ごとに記入すること。

（注２）前払金の欄については，県から支払済の前払金を，下請業者等への支払に充てた場合に記入すること。

※１　元請負人は，県から出来形部分に対する支払い又は工事完成後における支払いを受けたときは，その日から１か月以内のできる限り短い期間に，その支払いの対象となった建設工事を施工した下請負人に対し，支払い

　　を受けた額に相応する下請代金を支払うこと。また，次の事項に留意すること。（建設業法第２４条の３第１項，建設産業における生産システム合理化指針について(H3.2.5建設省経構発第２号)）

・下請業者等への支払いは，できる限り現金払いとし，手形払いを併用する場合においては，現金払いの比率を高めること。また，下請代金のうち，労務費相当分については，現金払いとすること。

・手形払いの期間は，１２０日以内で，できる限り短くするとともに，一般の金融機関による割引きを受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

※２　元請負人は，県から前払金の支払を受けたときは，下請負人に対して資材の購入，労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。（建設業法第２４条の３第２項）

※３　特定建設業者である元請業者は，県からの工事代金の支払いの有無に拘らず，下請負人から建設工事の目的物の引渡しの申し出を受けたときは，５０日以内に，かつ，できる限り短い期間内に下請代金を支払うこと。

また，当該下請代金を手形により支払う場合は，一般の金融機関による割引が困難であると認められる手形を交付してはならない。（建設業法第２４条の５第１項，及び同条第３項）